

国民健康保険料、年 金保険料を激減させ れる、マイクロ法人



カラクリ

「社会保険に入っていれば、個人事業主としての収入がいくらあっても、その収入に健康保険料はかかるない。」

というルールを使います。

普通は、個人事業主だと国民健康保険に加入することになりますが、収入が大きくなればなるほど、保険料も大きくなっています。



また、国民健康保険には扶養という概念がないため、家族の数が増えれば増えるほど増額していきます。

しかし、社会保険には扶養といった概念があり、基本的に扶養者の給料の額で決定し、扶養する者の数はあまり関係がありません。

年金についても、国民年金の場合は人数分、支払わなければいけませんが、厚生年金であれば、扶養に入れることで配偶者の分については支払う必要がなくなります。（扶養に入れれる所得の範囲はあります。）

そのルールを使い、小さな売上の法人を設立し、その法人から最低限の給料を支払うこと、低い額で社会保険料(健康保険+厚生年金)に加入、そして家族を扶養に入れる。

その他の事業の利益は、個人事業主で受ける。

という二刀流をすることで、健康保険料と国民年金保険料を激減させることができるのです。

また、自分に給料(役員報酬)を支払うだけで、給与所得控除という控除が55万からつけれます。

なので、年間55万円を役員報酬で支払うと、その部分については無税にできて、かつ月額2万円ちょっとで社保と厚生年金に加入できてしまいます。

個人事業主だと、経費を除いた課税所得全額に対して、国民健康保険税(料)が決まっていきますので、稼げば稼ぐほど高くなってしまいます。



また、社会保険に加入することで、将来的に受け取れる年金の額も国民年金のみと比べ、大きく増加するのでメリットはとても大きいです。



国民年金保険料は、月額16,590円
(2023年1月現在)なので、夫婦だと33,180円となります。

これがマイクロ法人で年間55万円だけ自分に役員報酬を払って社保に加入すると、月額約22,500円で、夫婦二人とも健康保険に加入できて、かつ、厚生年金に加入できます。



他の所得については、個人事業として受けることで、どれだけ売上が上がっても、社会保険料は月額22,500円のままで良い、というのが、このマイクロ法人のカラクリです。

あとは、個人事業主としての所得に応じて、税金を支払うだけ。

デメリット

- ・法人設立に最低7万円弱(合同会社の場合)の費用がかかる

- ・法人は赤字でも、法人税住民税が年額7万円かかる

(年間7万円以上のお金が節約できるのであれば導入の価値あり)

違法？合法？

たまに聞かれるのですが、マイクロ法人自体は、全く問題はないです。

ただし、法人でやる事業と個人の事業は、別の事業で行わないと、両方まとめて課税されてしまう場合もあるため注意が必要です。

注意点

マイクロ法人スキームによって国保・年金の額は大きく削減できますが、個人事業主でうける利益については、所得税(次ページ参照)・住民税(10%)がしっかりかかります。

個人事業主での収入が大きい場合は、法人側に利益をまとめ、**旅費規定などの導入をし、無税化**していった方が、さらに賢い方法です。

所得税の速算表

課税所得金額	所得税率	控除額
194万9,000円まで	5%	0円
195万円から329万9,000円まで	10%	9万7,500円
330万円から694万9,000円まで	20%	42万7,500円
695万円から899万9,000円まで	23%	63万6,000円
900万円から1,799万9,000円まで	33%	153万6,000円
1,800万円から3,999万9,000円まで	40%	279万6,000円
4,000万円から	45%	479万6,000円

※ 課税所得金額は千円未満の端数金額を切り捨てた後の金額

すでに法人なんだけ ど、、

すでに法人成りしている場合は、どうしたらしい
の？法人が使える、うまい節税方法はないの？

すでに法人成りされている方は、マイクロ法人スキームは使えないでの、旅費規定の導入と役員報酬、賞与の見直し、活用を強くおすすめします。

それにより、100万、200万、300万と無税のお金を、社長の手元にザクザク残すことができます。

その方法について解説したプレゼント動画を
用意しましたので、今後のライン公式での配
信を楽しみにしていてください。



サラリーマンが、副業 収入で使えるか？

本業すでに社保に入っている場合、マイクロ法人を設立するメリットはあるか？

すでに、本業で社会保険に入っている場合、マイクロ法人を設立して、そこで給料を払うと、その分、比例して社会保険料が増額されるだけなので、社会保険料の削減効果は、ほぼないと思われます。



本業をやりながら副業収入の税金をガツンと抑えたい方は、法人化し旅費規定の導入を強くおすすめします。

強力な節税効果のある旅費規定ですが、法人でないと使えないでの、副業収入をマイクロ法人化し、旅費規定を使うことで、無税のお金をザクザク産んでいくことができます。そのカラクリは↓

副業収入を法人化させ、役員報酬はほとんど出さず、旅費規定で無税で個人の手元に残していく、という方法もあります。

役員報酬を出さなければ、税金も社会保険料もほぼかかりません。



旅費規定で生み出すお金は、個人の収入とみなされません。

所得税も住民税も社保も消費税もかかりません。

本業で、副業禁止とされている人も、収入とみなされないので、このスキームはかなり使えます。



主婦が、副業収入で 使えるか？

旦那さん(配偶者)の社保の扶養に入っていて、
130万の扶養の壁で悩んでいる方

これ以上、収入を増やすと、配偶者の扶養から外れるので、もっと収入を増やしたいのだけれど、悩んで動けない、、、
という人にも法人化×旅費規定がオススメです。

旅費規定で残すお金は、個人の収入とみなされないので、マイクロ法人化して、役員報酬をほとんど出さず、旅費を出して無税化していく、という方法があります。

マイクロ法人スキームよりも、もっとエグい
節税効果を出せる

**「旅費規定の導入と役員報酬の最適化、
賞与のフル活用の方法」**

について、今後、ライン公式で配信してい
きますので、ぜひご期待ください。